

宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 25 日
宇佐市告示第 49 号

改正 令和 2 年 3 月 23 日宇佐市告示第 72 号
令和 2 年 11 月 12 日宇佐市告示第 260 号
令和 3 年 3 月 31 日宇佐市告示第 99 号
令和 5 年 2 月 1 日宇佐市告示第 26 号
令和 5 年 3 月 30 日宇佐市告示第 99 号
令和 5 年 8 月 8 日宇佐市告示第 241 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、外国人住民と地域住民との交流を図るため、外国人住民を対象とする語学教室又は文化交流活動を行う者に対し、予算の範囲内で宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇佐市補助金等交付規則（平成 17 年宇佐市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人住民 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号)に定める在留資格をもって市内に居住し、又は市内の事業所に勤務する者をいう。
- (2) 語学教室 外国人住民に対して定期的に日本語の講習等を行うことをいう。
- (3) 文化交流活動 市内の文化を外国人住民に対して広く紹介し、地域住民との交流活動を行うことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 語学教室又は文化交流活動を行うこと。
- (2) 個人にあっては市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。団体にあっては、市内に住所又は活動の拠点をすることとし、一定の規約等を有し、代表者が明らかであること、かつ、団体構成員の過半数が市内に住所を有する者であること。ただし、政治、選挙活動、特定の宗教、営利等を目的とする団体は除く。法人にあっては市内に本店又は支店を置いていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 宇佐市暴力団排除条例（平成 23 年宇佐市条例第 13 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、語学教室又は文化交流活動の事業であって、次項に定める受講生の参加登録者数が 5 人以上となるものとする。ただし、市長が特別に認める事情がある場合を除き、第 7

条に規定する交付決定の日の属する月から事業完了日の属する月までの間において、語学教室を平均月 1 回以上開催しない場合は、補助対象事業としない。

2 語学教室又は文化交流活動の受講生は、次に掲げる者とする。

- (1) 外国人住民
- (2) その他市長が必要と認める者
(補助対象経費及び補助額)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業計画（実績）書（様式第 2 号）
- (2) 宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業収支予算（決算）書（様式第 3 号）
- (3) 申請者の住民票の写し（申請者が個人の場合に限る。）
- (4) 団体の概要を記載した資料（規約、会則等）（申請者が団体の場合に限る。）
- (5) 第 3 条第 2 号の要件が確認できる資料（会員名簿等）（申請者が団体の場合に限る。）
- (6) 登記事項証明書等法人の設立がわかるもの（申請者が法人の場合に限る。）
- (7) 市税の滞納のない証明（申請者が個人・法人の場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付する。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は計画変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、当該補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、事業完了報告書等を提出すること。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。
(申請内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助事業の内容、経費の配分又は計画変更をする場合

（2） 補助事業を中止又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合
（完了報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日までに、宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業（一部）完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業計画（実績）書（様式第2号）

（2） 宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業収支予算（決算）書（様式第3号）

（3） 領収書の写し

（4） 参加登録者名簿（様式第7号）

（5） 出席簿

（6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により完了報告があったときは、当該完了報告の内容を審査するとともに、必要に応じて実地検査等を行い、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、交付決定後3月毎に分割して概算払をすることができるものとする。ただし、その月数が3月に満たない場合は、この限りでない。

3 前項の規定により概算払を受けようとする交付決定者は、宇佐市語学教室・文化交流活動支援事業補助金交付請求書に第9条に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し、補助金額の変更及び補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（1） この要綱又は規則に違反したとき。

（2） 虚偽の申請その他不正行為をしたとき。

（3） その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行後 3 年を経過した場合においては、この補助金のあり方、必要性等について見直しを行うものとする。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日宇佐市告示第 72 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 12 日宇佐市告示第 260 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日（以下「施行日」という。）から施行し、令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の規定は、適用日以後に交付申請があった補助金から適用し、同日前に交付申請があった補助金については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この告示の施行の際、既に申請された令和 2 年度分の補助金の交付申請については、この告示による改正後の規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日宇佐市告示第 99 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 1 日宇佐市告示第 26 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日宇佐市告示第 99 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 8 日宇佐市告示第 241 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に申請された令和 5 年度分の補助金の交付申請については、この告示による改正後の規定によりなされたものとみなす。

別表（第 5 条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
語学教室	(1) 講師謝金 (2) 講師交通費。ただし、宇佐市職員等の旅費に関する条例(平成 17 年宇佐市条例第 41 号)の一般職の例により算定した額を上限とする。 (3) 使用料 (4) 消耗品費 (5) 備品購入費（語学教室に限る。） (6) 手数料 (7) 賃借料 (8) その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額（千円未満切捨て）。ただし、80 万円を上限とする。
文化交流活動		補助対象経費の 3 分の 2 以内の額（千円未満切捨て）。ただし、20 万円を上限とする。
備考 補助対象経費のうちに講師謝金を含まない場合の補助金の額は、この表の規定にかかわらず、補助対象経費のうち、使用料については補助率を 10 分の 10 として、その他の経費については同表に規定する補助率によりそれぞれ算定した額の合算額とする。ただし、それぞれこの表に規定する上限額を上限とする		